

# 長野市新型コロナウイルス感染症対応方針

令和2年9月15日

政府は令和2年8月28日、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」を決定いたしました。これを受け、長野県では、8月28日に本部会議を開催し、県の対応方針を決定いたしました。

また、9月11日政府より「11月末までの催物の開催制限等について」が通知されたことを受け、9月14日に県本部会議を開催し、「新型コロナウイルス感染症対応方針」の内容の一部を改定したことから、これらを踏まえ、本市では次のような対応を実施します。

## 1 市民の皆様へ

### 【基本的な感染防止策の徹底】

- 基本的な感染防止策（人との接触の機会を減らす、「3つの密」を避ける、人と人との距離を確保する、人と会話をする際にはマスクを着用する、手洗い等の手指衛生を実行するなど）を継続し、「新しい生活様式」を定着させてください。
- 本人または同居者に発熱や風邪等の症状がある場合には外出しないでください。

### 【県内外との往来について】

- 直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が2.5人を上回っている都道府県への往来については、慎重に行動してください。往来が必要な場合には、人混みを避け、基本的な感染防止策を徹底するとともに、自らの健康観察を行ってください。  
また、感染拡大が更に進んだ都道府県（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が5.0人を上回っている都道府県）への往来については、必要性をあらためて検討し、慎重に判断し、往来する場合にあっては慎重な行動をとるようお願いします。  
なお、県内においても感染者が増加している地域があるため、県内の移動に当たっても慎重な行動をとるようお願いします。

### 【人権への配慮についての依頼】

- 患者・感染者、医療従事者、感染が広がっている地域等に滞在していた方、県外から来られた方等に対する不当な差別や偏見、誹謗中傷、いじめ等が生じないように、誰もが感染する可能性があるという意識をもち、冷静な行動をお願いします。

## 2 事業者の皆様へ

### 【施設・店舗等における感染防止策の徹底等の依頼】

- 業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを踏まえ、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞き取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）の徹底をお願いします（特措法第24条第9項に基づく長野県知事の要請）。
- 市が作成したポスターを活用して、利用者が安心して利用できるよう感染防止策を周知してください。

- 観光・宿泊施設等については、全国の感染状況を注視しながらPR活動を実施するようお願いいたします。

### 3 市としての取組

#### 【市有施設等の対応】

- 感染防止策の徹底を図りながら運営します。

#### 【市主催イベント等の対応】

- 感染リスクへの対応として、消毒の徹底、マスクの着用等、基本的感染対策を講じた上で開催します。
- 9月19日から11月末まで、9月14日付け長野県による「9月19日以降のイベント開催の目安について」（別紙参照）により開催します。

#### 【医療提供体制や検査体制の強化】

- 患者が増加した場合に備えた必要病床数の確保や医療資材の供給等の医療提供体制の整備や、PCR検査センターの運営等の検査体制の充実について、長野県と連携して迅速に取り組みます。

#### 【地域の支え合いによる消費の促進】

- 大きな消費の落ち込みの影響を受けている事業者を応援するとともに、地域の事業活動における消費の促進を支援します。

#### 【市の業務体制の改革】

- 「新型コロナウイルス感染症対策」や「市民への生命・財産への影響が大きい業務」の執行体制を確実に確保した上で、これ以外の業務については、各所属の執務室における職員数の低減を継続します。